

平成26年7月教育委員会定例会 会議録

平成26年(2014)7月22日(火)午後2時、出雲市教育委員会定例会を市民応接室に招集した。

1. 会議に出席した委員

教 育 委 員 長	木 村 保 孝
教育委員(委員長職務代理)	成 相 善 美
教 育 委 員	下 手 泰 子
教 育 委 員	本 田 惠 子
教 育 長	楨 野 信 幸

2. 説明のため会議に出席した者

教 育 部 部 長	打 田 祥 一
教 育 部 次 長	山 田 俊 司
教 育 政 策 課 長	赤 木 亮 一
学 校 教 育 課 長	須 田 英 典
教 育 施 設 課 長	金 山 隆 司
学 校 給 食 課 主 査	金 森 真 治
出 雲 科 学 館 館 長	渡 部 尚 美
学 校 教 育 課 主 査	松 浦 和 之
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	多 々 納 満
学 校 教 育 課 児 童 生 徒 支 援 室 長	武 田 寿 博

3. 会議の書記

教 育 政 策 課 主 査	和 田 貢
---------------	-------

4. 傍聴者 3名

開会

(木村委員長) 只今から平成26年7月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議はお手元に配付しております日程のとおり行います。

1. 会議録の承認

(木村委員長) それでは会議録の承認に入ります。6月定例会の会議録について、何か意見がありましたでしょうか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) 特に意見等ありませんので、6月定例会の会議録については承認といたします。

2. 教育長行政報告

(木村委員長) 次に、行政報告について、槇野教育長に報告願います。

(槇野教育長) (以下、報告項目のみ掲載)

(1) 前回以降の動向

- H26.6.26 市議会最終日
- H26.6.27 校長会役員との懇談会
- H26.6.28 根岸英一氏(ノーベル賞受賞者)講演会
- H26.7.1 社会を明るくする運動メッセージ伝達式
- H26.7.1 市議会文教厚生委員会協議会
- H26.7.2 不登校対策コーディネーター研修会
- H26.7.3 教育政策審議会(外部評価)
- H26.7.4 市P連役員会との懇談会
- H26.7.5 ソニー財団最優秀園公開保育(塩冶幼)
- H26.7.7 市町村教育委員会連合会総会・研修会
- H26.7.8 教育政策審議会(外部評価)
- H26.7.9 コミュニティセンター運営協議会
- H26.7.10 教育政策審議会(外部評価)
- H26.7.11 県知事重点要望
- H26.7.17 食物アレルギー研修会
- H26.7.18 乙立小学校・幼稚園検討委員会
- H26.7.20 県中学校総合体育大会 ~7.26
- H26.7.22 定例教育委員の会議

(2) 今後の予定

- H26.7.23 県学校栄養士会総会・研修会
- H26.7.24 木のおもちゃ等贈呈式(科学館)
- H26.7.28 地域別中高合同意見交換会
- H26.7.29 市議会全員協議会
- H26.7.30 都市教育長会研修会(江津市)
- H26.7.31 校長会役員との懇談会
- H26.8.4 斐川ブロック校長懇談会

- H26.8. 4 大社ブロック校長懇談会
- H26.8 .5 中部ブロック校長懇談会①
- H26.8. 5 いじめ問題対策委員会
- H26.8. 5 東部ブロック校長懇談会
- H26.8. 7 中部ブロック校長懇談会②
- H26.8. 7 河南ブロック校長懇談会
- H26.8.10 市戦没者追悼平和祈念式典
- H26.8.23 同和教育講演会
- H26.8.26 県教育委員会連合会要望活動
- H26.8.26 定例教育委員の会議

(3) 平成27年度県知事重点要望

- ①不登校児童生徒支援のための施策の充実について
- ②子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について
- ③出雲科学館への理科教員の配置と研修施設としての活用について
- ④小学校再編に伴う複式学級解消のための教員加配について
- ⑤学力向上対策推進のための基盤づくりについて
- ⑥出雲養護学校の訓練施設の整備及びセンター的機能充実のための体制づくりについて

(木村委員長) 只今の教育長の行政報告について、質問等がありますか。

(成相委員) 不登校の子どもたちの件ですが、その中に家庭の問題が多いということですが、本当に家庭の問題が多いのか、学校の問題というのはそんなに多くないのですか。自分が相談を受けたケースでは、学校の問題が多かったのですが、家庭の問題が多いというのはどういう原因なのか、わかりますか。

(榎野教育長) 家庭の問題が多いということではなくて、結果として困難な案件としては、家庭にも問題がある事例が多い、家庭の問題が絡んでいるということです。家族が病気だとか、経済的な問題などを背景として、なかなか学校に行きにくいというようなことが、学校が困っていることの原因として多いです。家庭でしっかりと子どもの生活のリズムを作って、朝にきちっと学校に送り出せるという環境が不十分な場合が、困難度を増しています。だから学校だけで解決できる問題であれば、これまでの知見もあって対応もできますが、家庭の問題ということになると、福祉や医療の関係者が一緒に入り込まないと、原因の根本的な解決に至らないということから、困難度の高い事例としてそういう声が多かったということです。

(成相委員) 不登校対策のコーディネーターは、そういうケースでは中に入っていないのですか。

(榎野教育長) ある程度は家庭にも入っていかなければ、現実には難しいと思いますし、

普段の不登校の事例では、当然家族の人と関わっていきますから、家庭との接点は必ずある訳ですが、原因を解消あるいは改善しようとした時は、もう一歩も二歩も踏み込んでいかないと、解決に至らない。それは教員の役割ではなくて、福祉的あるいは医療的な関わりが必要だから、そういうところと連携を取って、そういうところが家庭の中に入って支援をしていくということをしなければいけません。実態としては、連携を図れているものや、連携が取れなかったり、バラバラで動いていたりということがあると思います。

（成相委員） 総合的に、そういったことをすべて含めてコーディネートする人はいないのですか。

（榎野教育長） おそらくコーディネートする人がいたとしても、ケースによってふさわしいコーディネート役の人がいると思います。全部に共通のコーディネートができる人は、なかなかいないかもしれませんし難しいところです。ただ、学校という現場でとらえた時は、不登校対策コーディネーターが起点となって、校内の体制づくりや、家庭との第一義的な連携を図ったりしながら、次には外部の関係機関との連携や協力要請をやっていくという役割だと思います。

（成相委員） 不登校は早いうちにその問題点を解決したらいいと思いますが、そういうことになるとますます複雑になってきて、なかなか不登校の解決に至らない気がします。何とか総合的なコーディネーターがいないですか。コーディネーターが動いて、不登校の子どもたちが行けるようになったケースもありますよね。それから先の問題ですよね。それはコーディネーターたちが次の壁に当たっているということは、壁を超える人たちと早急に連絡を取るとか、押してあげることで進んで行けますよね。進んで行ける方法を考えていかないと、一人でも多くの子どもたちが学校へ行けるために、そこを考えていかなければいけないと思います。何か方法はないのですか。

（須田課長） 今、出雲市内の小中学校において、不登校の問題に対する対応の組織的なものについては、校内においては不登校対策コーディネーターが、また学校の組織として、不登校気味の子どもたちにできるだけ早い段階で声掛けをする、家庭訪問をするというような形で、長期化をしないような取組は日々続けているところです。教育委員会としても、できるだけ早い段階で積極的な関わりを持っていくということを大切にしたいと、各学校に指導しているところです。また、不登校の状況が長期化するということになった時には、学校教育課で調整員を配置をしております。不登校対策指導員や適応指導教室、学校等と連絡をうまくつないで、できるだけ早く支援体制を組んでいくこと、その中にスクールソーシャルワーカーも必要に応じて各学校の支援に入っておりますので、スクールソーシャルワーカーが家庭の環境、あるいはその子をどこへつなぐことがより解決に結びやすいのかという支援を、学校と教育委員会が一体となって取組を進めていますが、それをすべて統括するようなコーディネーター的なものは、この市の体制では少し難しい、それぞれのポジションで連携を図っているという状況です。

(成相委員) 不登校は大変なことだとは思いますが、ある程度行ったらそこから先に進めないというのであれば、それは歯がゆいのではないかという気がして、とことんやっつけてあげることができればいいと思っただけのことです。ありがとうございました。

(木村委員長) 不登校というのは、物理的な問題を取り除けばうまくいくかというところ、なかなか難しいと思います。子どもたち同士の間関係がうまく築けないような子が、不登校になりやすい。それがうまくできないから、学校のことやいろいろなことを理由に挙げて不登校になるということだとは思いますが、何かこれがあるから不登校だ、という訳ではなくて、奥は深いものだと思いますが、個々の子どもによってみんな違うので、難しい問題ですね。

(木村委員長) 他に何かありますか。先ほど教育長から、ヘルパーの増員要望が校長会から出ているというお話でしたが、ヘルパーの勤務形態というのは、午前中4時間で終わりですか。給食を挟んで4時間というのも可能なんですか。

(榎野教育長) 基本は半日、午前中という考え方だと思いますが、時間で配当していますので、おそらく学校によっては違った運用をしているところもあると思います。

(木村委員長) 弾力的な運用は十分可能なんですね。

(榎野教育長) 可能です。

(須田課長) 特に勤務の開始時刻は、支援の必要な子どもの状況に応じて、1時間目から入って4時間勤務をしている学校もあれば、朝は校内体制の中で対応して、例えば2時間目、3時間目から勤務という体制の学校もあります。

(木村委員長) わかりました。

3. 議事

(木村委員長) それでは、議事に入ります。「議第16号 教育長の臨時代理について（出雲市立学校校区検討委員会規則を廃止する規則）」を、教育政策課 赤木課長 に説明願います。

(赤木課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第16号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第16号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第16号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第17号 教育長の臨時代理について（出雲市特別支援教育推進委員会規則を廃止する規則）」を、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第17号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第17号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第17号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第18号 教育長の臨時代理について（出雲市就学指導委員会規則を廃止する規則）」を、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第18号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第18号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第18号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第19号 教育長の臨時代理について（出雲市結核対策委員会設置要綱を廃止する要綱）」を、教育政策課 赤木課長 に説明願います。

(赤木課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第19号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第19号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第19号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第20号 教育長の臨時代理について（出雲市食物アレルギー対応給食判定委員会設置要綱を廃止する要綱）」を、学校給食課 金森主査 に説明願います。

(金森主査) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第20号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第20号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第20号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第21号 教育長の臨時代理について（出雲市結核対策委員会委員の委嘱）」を、教育政策課 赤木課長 に説明願います。

(赤木課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第21号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第21号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第21号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第22号 教育長の臨時代理について（出雲市特別支援教育推進委員会委員の委嘱または任命）」を、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第22号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第22号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第22号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第23号 教育長の臨時代理について（出雲市就学指導委員会委員及び専門委員の委嘱または任命）」を、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第23号について、何か質疑等はありませんか。

(木村委員長) 直接関係はありませんが、この就学指導委員会は、年に何回ぐらい開催されますか。

(須田課長) 年に3回の開催で、今年度は6月と、8月に3日間の開催です。そして第3回目は11月の開催です。

(木村委員長) 特に次の学年に上がる前に、変更するということはありませんか。

(須田課長) それぞれの就学指導委員会の対象となる子どもによって分けていますが、新たに特別支援の学級の開設が必要な場合、小学校で言いますと6年生が中学校進学にあたっての就学については、6月の第1回目の就学指導委員会にかけて、準備を早めに進めるということで、第1回目に限定しています。

(木村委員長) ほかに質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第23号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第23号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第24号 教育長の臨時代理について（出雲市食物アレルギー対応給食判定委員会委員の委嘱）」を、学校給食課 金森主査 に説明願います。

(金森主査) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第24号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第24号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第24号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第25号 出雲市高野令一育英奨学事業運営委員会規則の制定」を、教育政策課 赤木課長 に説明願います。

(赤木課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第25号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第25号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第25号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第26号 出雲市高野令一育英奨学金貸与規則の一部を改正する規則」を、教育政策課 赤木課長 に説明願います。

(赤木課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第26号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第26号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第26号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第27号 出雲市立小・中学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則」を、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第27号について、何か質疑等はありませんか。

(成相委員) 教職員が消防団員になった場合、今まで何か問題があったのですか。

(須田課長) 教職員が消防団員として兼職をすることがありました。これまでの手続は、任命権者の許可を受けて、時間外に、あるいは勤務時間内であれば休暇等を取得して従事してまいりました。ところがご存知のように、消防団員の組織率が低迷し、加入をしていく者が少なくなっていく中で、検討されたのは、地方公務員は地域で働く者であって、やはり地域のことについても、積極的に関わりを持っていくことが大切であろうということで、平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布されています。それに基づいて、これからは消防団として教職員が従事し

ていく上では、これまでの手続を改めて、職務に専念する義務を免除するという申請を出す手続に変えること、そしてこれまで営利企業の従事許可申請書というものを出していましたが、それに替えて、兼職申請を出して承認を受けるという手続に変更になったということです。

(成相委員) ということは教職員の中でも、消防団員に積極的に参加されて、地域の防災のために活躍しやすくなるということですね。

(須田課長) そうです。

(成相委員) それはいいことです。

(木村委員長) 訓練やいろいろな行事がありますので、消防団に入りながら仕事をするのは大変だとは思いますが、地域でも若い人たちの数が減ってきていますので、参加して頑張っていただけたらと思います。

(木村委員長) それでは議第27号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第27号については承認します。

(木村委員長) 次に、「議第28号 出雲市立学校における地域学校運営理事会理事の辞任について」を、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、議第28号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) 特に質疑等がないようですので、議第28号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(木村委員長) ご異議ありませんので、議第28号については承認します。

4. 報告

(木村委員長) 次に、報告事項に入ります。まず報告(1)「外国語指導助手(ALT)の任用について」、学校教育課 須田課長 に説明願います。

(須田課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、報告(1)について、何か質問等はありませんか。

(成相委員) ALTのみなさんはアメリカ人なのですが、アメリカ人でないといけない理由がありますか。

(須田課長) ありません。

(成相委員) 発音が違うとか、学校の教育の中で問題があるというのであればいけません、イギリスとかアイルランドとか、姉妹都市やいろいろな関わりがあった人たちもALTということで採用できればいいと思ったところです。

(武田室長) 過去にはイギリスやオーストラリアの人もおられました。国のジェット・プログラムというものがあまして、そちらと教育委員会のやり取りの中で配置が決まります。紹介を受けるような形になります。

(下手委員) 直接関係ないのですが、6名で中学校を回られると、大体どれくらいの割合でクラスに入られるのですか。

(須田課長) 6名で中学校の全学級に、週に1時間入っています。今年度で言いますと市内の中学校のクラスが149学級ありますので、6人を平均しますと、一人当たり25時間、つまり毎日5時間平均の指導を行っているということになります。ただ時間があいていて小学校からも希望が出れば、小学校へ出かけることも若干あります。

(木村委員長) 次に、報告(2)「学校給食への異物混入に伴う給食中止と対応について」、学校給食課 金森主査 に説明願います。

(金森主査) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の、報告(2)について、何か質問等はありませんか。

(本田委員) 先ほど、工事や交換するものがあるような説明でしたが、もう少し具体的に説明をお願いします。

(金森主査) 例えば、揚げ物器の上のフードに、どうしてもほこりが溜まったりするので、老朽化したフードの撤去などを行っています。それから備品等につきましては、保管庫を新たに更新したり、夏休み中にできるだけ速やかに、機器の更新を行いたいと考えています。

(本田委員) 給食の異物混入は、保護者としてもとても怖いことで、エスカレートして何が入るか分からない怖さがあるって、どこで何が起きるかもわからない気がしますので、調理や配送、保管の、どの段階で何が起きるか分からないということを、みんなが忘れないで確認してきちんとしていただきたいと思います。鍵の関係は、中部小学校だけですか、出雲市全体に徹底されたのですか。

(金森主査) 副食等を配送するコンテナが行くのですが、最終的には全幼小中学校で、鍵のかかる部屋の中に保管ができればいいのですが、それができなければ、当面はコンテナに鍵を取り付けるとか、そういったことを第一義的に対応したいと考えています。

(本田委員) 地元の小学校で、どういうところに保管されているか見に行ったのですが、副食の所はきちんと鍵がかかるようになっていましたが、牛乳の所は開けられるようになっていて、危ないと思いました。対応をよろしくお願いします。

(下手委員) 保護者の方から聞いたのですが、事件なので警察に通報されたということで、親子で事情聴取を受けられたように聞きました。給食センターの職員もかなりショックを受けておられたという話も聞いたのですが、今、どういう状況なのですか。

(山田次長) 新聞にも載りましたが、7月9日に被害届を出しました。それまでもそれ以降も、いろいろな資料を求められました。私の観測では現時点では、全体の流れ、今回は給食センターがあり、配送業者があり、学校現場がありということで、給食がどのように流れて、最終的に子どもが食べるまでになるのかという大筋の流れをつかみたいということで、話を聞いているのではないかと思います。いろいろな捜査をしておられると思いますが、こちらの方には事細かに報告がありませんので、流れをつかんで、それから具体的な動きに入っていくと、現時点では聞いております。

(下手委員) 保護者の方と警察が個人的なことで話をされているということですか。

(山田次長) いえ、委員さんがおっしゃったことは、私たちも学校も知っておりますし、学校が間に立って、当然親さんの了解を得て行っていることですので、警察の方にはこちらからも、十分子どもに対しては配慮をするように言っておりますし、警察も配慮してもらっていると思っております。

(成相委員) 一日も早く給食が再開できればいいと思うことと、給食を作る人たちや配送することや保管の関係が今話題になっていますが、子どもたちが給食を分けていきま

すよね。自分たちが食べるものを、いかにみんなに美味しく食べてもらうか、そのためには皿や器の扱い方、そしてその時にも異物混入があってははいけませんので、そういったことの確認をして入れるとか、そういうこともぜひ教えてあげてほしいと思います。画鋲がなぜ入ったのかわかりませんが、給食を作っている人にしてみれば、一生懸命子どもたちのことを思い浮かべながら、美味しいものを作ろうと思って作っておられると思います。配送の人たちにしてもそうですし、子どもたちの食べている姿を思い浮かべると、こういった画鋲を入れるということは犯罪行為ということでないとはありえないことだと思います。それから、主食を配食できない理由の中に、「早めに炊飯を開始すると喫食までに時間がかかり、食中毒が発生するおそれがある」と書いてありますが、炊飯センターで何時ぐらいに作られるのですか。というのは、家庭から持って行く場合でも、暖かい所にずっと置いておくわけですから、その時間のことを言うと、早めに炊飯を開始すると食中毒のおそれがあるというのは、家から持ってきても同じことではないかと思います。そうすると、主食を配食できない理由というのは関係ないような気がします。要するに、一日も早く給食を再開していただきたいという思いですので、よろしくお願いします。

(木村委員長) この前、7月10日でしたか、12時半過ぎに西野小学校へ行く機会がありましたが、子どもたちが家から持ってきた弁当を、エアコンの効いた部屋から、かごに入れて教室の方へ持って行って行っていましたから、朝、持ってきた段階で、教室で弁当を集めて涼しい所に置いておくという対応をしているようです。

(打田部長) 先ほど、委員長から言っていました。初日に各学校へ確認をしまして、全ての学校でクーラーの効く部屋に持って入って、鍵をかけて保管をするという対応をしております。

(木村委員長) この件については警察の捜査中ということではありますが、2学期の給食開始は、このままの状態の間合い合いですか。

(打田部長) 今、工事に入っておりますが、工事が終わりましたら、第三者によるチェックを受けまして、その後、再開をするかどうかの判断をしていきたいと考えております。斐川地域の保護者や子どもたちに、ずっと給食なしでご迷惑をかける訳にいきませんので、なるべく2学期の早い段階で再開できるようにしていきたいと考えております。

5. その他

(木村委員長) 次に、「その他」に入ります。教育委員会の後援・共催事業について、教育政策課 赤木課長 に説明をお願いします。

(赤木課長) 資料に基づき説明。

(木村委員長) 只今の報告について、質問等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(木村委員長) その他、委員の皆さま、あるいは事務局の方で、何かございますか。

6. 次期教育委員会の開催時期

(木村委員長) それでは次期教育委員会の日程ですが、8月26日(火)午後2時から市民応接室で開催いたします。それでは、以上をもちまして、教育委員会7月定例会を閉会といたします。

(15:23) 定例教育委員会閉会